

新潟県公安委員会告示第101号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月2日

新潟県公安委員会
委員長 和田 裕

記

- 1 意見の聴取期日
令和8年9月9日 午後1時
- 2 意見の聴取の場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部意見聴取室